



# The Government of Japan

Human Rights Council: 16<sup>th</sup> Session

Universal Periodic Review

Mid-term progress report by Japan

On its implementation of recommendations made in May 2008

March 2011

<p style="text-align: center;">勧告</p> <p>以下は我が国がフォローアップを約束した勧告である。</p>	<p style="text-align: center;">我が国の措置</p>
<p>(1) 以下の条約の批准又は批准の検討(サブパラ1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由権規約第一選択議定書</li> <li>・拷問等禁止条約選択議定書</li> <li>・女子差別撤廃条約選択議定書</li> <li>・移住労働者権利条約</li> <li>・障害者権利条約</li> <li>・強制失踪条約</li> <li>・国際的な子の奪取の民事面に関する1980年ハーグ条約</li> <li>・個人通報を受領し、検討する人種差別撤廃委員会の権限の認識</li> </ul>	<p>我が国は、2009年7月に強制失踪条約を締結した。</p> <p>2007年9月に署名した障害者権利条約については、2009年12月、障害者施策の推進を図るため「障がい者制度改革推進本部」が設置され、当事者も含めた関係者の中で積極的な議論が行われているところ。これらの議論を踏まえつつ、引き続き同条約の早期締結を目指していく。</p> <p>自由権規約第一選択議定書、女子差別撤廃条約選択議定書等に定める個人通報制度については、2010年4月、外務省内に人権条約履行室を立ち上げ、同制度の受入れの是非について真剣に検討を進めている。具体的には、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無、個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等につき、政府部内で検討を行っている。</p> <p>ハーグ条約締結の可能性については、関係省庁が密接に協力しつつ、真剣に検討中。様々な方面から寄せられる意見を踏まえつつ、可能な限り早く結論を得るべく、検討作業を進めている。</p> <p>移住労働者の権利条約については、我が国は移住労働者及びその家族の権利の保護を図ろうとする同条約の理念そのものは理解しているが、一方、同条約は移住労働者に対して、他の個人に対して保障する以上の権利を保障する内容となっていることを含め、同条約については、平等原則、我が国の国内諸制度などとの関係の観点から、十分慎重な検討を要すると認識している。</p>

<p>(2) ・可及的速やかにパリ原則に沿った人権機構を設立すべきとの要請(特に自由権規約委員会及び児童の権利条約委員会からの要請)の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パリ原則に沿った国内人権機構を設立するために必要な法律をまとめること。</li> <li>・国内人権機構の設立。</li> <li>・パリ原則に沿った国内機構を設立するための努力の継続。(サブパラ2)</li> </ul>	<p>2002年3月に、新たな人権救済機関の創設等を目的とする人権擁護法案が国会に提出されたが、同法案は、2003年10月、衆議院の解散によって廃案となった。新たな人権救済機関に関する法案については、救済の対象となる人権侵害の範囲や人権救済機関の独立性の担保方法、その調査権限の内容等について様々な議論があるため、現段階では、再び国会に提出するには至っていない。</p> <p>日本は、人権侵害による被害者のより実効的な救済を実現するため、パリ原則に沿った国内人権機構の創設に向けた検討を引き続き行っていく。</p>
<p>(3) 人権侵害の申立てを調査するための独立した機構の設立。(サブパラ3)</p>	<p>同上</p>
<p>(4) 人権理事会の特別手続に対する恒常的な招待の表明。(サブパラ4)</p>	<p>人権理事会の特別手続に関する恒常的な招待を表明する。</p> <p>なお、我が国はこれまでも、訪日日時やプログラム等について事前に調整した上で受入を実施してきており、2010年も北朝鮮人権状況特別報告者、移民の権利特別報告者、水へのアクセス及び衛生に関する人権独立専門家の訪日を受け入れた。</p>
<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性を差別する全ての法律上の規定の廃止。</li> <li>・女性の差別に対する施策の継続、特に女性の婚姻最低年齢を男性と同じ18歳への引き上げ。(サブパラ7)</li> </ul>	<p>我が国は2010年12月に第3次男女共同参画基本計画を決定し、これに基づき男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めることとしている。</p> <p>同計画では、「家族に関する法制の整備等」について、「夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める。」としている。</p>

<p>(6)</p> <p>・マイノリティに属する女性が直面している問題への取り組み。(サブパラ 8)</p>	<p>我が国は 2010 年 12 月に第 3 次男女共同参画基本計画を決定し、これに基づき男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めることとしている。</p> <p>同計画において、「女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合や男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合など」については、「人権教育・啓発や人権侵害の被害者の救済を進める」とともに、「男女共同参画の視点に立って、必要な取組を進める」こととしている。また、「障害者、外国人、アイヌの人々、同和問題等に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる」こととしている。</p> <p>法務省の人権擁護機関では、上記常設相談所において、面談で相談を受け付けているほか、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設け、電話による相談にも応じている。</p>
<p>(7)</p> <p>・性的指向及び性同一性にに基づく差別を撤廃するための措置。(サブパラ 11)</p>	<p>我が国では、2004 年 7 月に施行された「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特別措置法）」により、性同一性障害者の当事者の戸籍上の性別を変更することが認められ、2008 年の改正では、その性別変更に必要な条件が緩和された。国際的な動向としては、我が国としても、性的指向に基づく人権侵害が許されるべきではないとの考えから、2008 年の第 63 回国連総会で採択された性的指向に関する宣言では、コアグループの一員として署名を行った。</p> <p>また、我が国は 2010 年 12 月に決定した第 3 次男女共同参画基本計画においても「性的指向を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発</p>

	<p>活動や相談、調査救済活動に取り組む」、「性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む」としている。</p> <p>法務省の人権擁護機関では、取組が求められている人権課題の一つとして、性的指向や性同一性障害に関する問題を掲げ、各種啓発活動や人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動を実施している。</p>
<p>(8)</p> <p>・女性及び児童に対する暴力の影響を減らすための施策の継続。特に法執行機関職員が人権研修を受けることの確保及び暴力被害者が回復・相談するための施設への資金の供給をすること。(サブパラ14)</p>	<p>【法務省】</p> <p>【検察職員】</p> <p>検察職員に対し、経験年数に応じて実施する各種研修の中で、「国際人権関係条約」、「児童及び女性に対する配慮と検察の実務」などその特性を踏まえた講義を実施している。</p> <p>【矯正施設職員】</p> <p>刑務官などの矯正施設で勤務する職員に対し、様々な研修の機会を利用して、被収容者の処遇を適切かつ効果的に行うために必要な各種人権問題に関する条約や法令の知識及び技能の習得を図っている。</p> <p>【更生保護官署関係職員】</p> <p>更生保護官署職員のうち、主に新任の保護観察官に対し、女性及び児童への暴力の防止並びに女性及び児童に対する配慮等を含めた人権に関する講義を実施している。</p> <p>【入国管理関係職員】</p> <p>入国管理局職員に対し、新規採用職員から幹部職員までの職務段階に応じて実施する各種研修中、人権に関する講義を受講させるほか、特に中堅職員等を対象に、関係府省庁、国際移住機関(10M)、人権NGO等の外部講</p>

師の協力を得て人身取引対策及びDV事案に関する研修や人権に関する研修を行っている。

【警察庁】

警察は、犯罪捜査等の人権にかかわりの深い職務を行っていることから、「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」（2000年国家公安委員会第1号）において、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定めるとともに、職務倫理に関する教育を警察における教育の最重点項目に掲げ、人権教育を積極的に実施している。新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対しては、警察学校における憲法、刑事訴訟法等の法学や職務倫理の授業等で人権尊重に関する教育を実施している。犯罪捜査、留置業務、被害者支援等に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門教育や警察本部、警察署等の職場における研修会等のあらゆる機会をとらえ、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。

【厚生労働省】

労働基準監督職員を対象に、大学や人権団体からの外部講師の協力を得て、人権教育に関する研修を随時行っている。

【内閣府】

2010年12月に決定した第3次男女共同参画基本計画において、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を重点分野の一つとして取り上げ、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進することとしている。

1 内閣府は、女性に対する暴力の影響を減らすために、以下の施策を継続している。

	<p>(1) 女性に対する暴力の根絶のための広報啓発として、女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～同25日）</p> <p>(2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づいた取組の推進として、若年層に対する予防啓発や配偶者からの暴力被害に関する相談窓口の周知</p> <p>(3) 配偶者からの暴力等被害者に対する緊急電話相談事業の実施（平成23年2月～3月）</p> <p>2 暴力被害者が回復・相談するための施設への資金提供については、内閣府が直接的な資金提供は実施していないものの、地方公共団体による民間シェルターに対する財政支援に要する経費、市町村における配偶者暴力相談支援センターの運営に要する経費については、その1/2が特別交付税の算定基準に盛り込まれており、内閣府では、こうした経費が特別交付税措置による支援対象となることを周知し、活用を促進。また、平成22年度補正予算「地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）」の対象の一つとして、DV対策等の弱者対策・自立支援が盛り込まれており、内閣府においては、地方公共団体への情報提供等により、民間支援団体への運営補助等に対する交付金の活用を促進している。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省において、暴力被害児童及び女性が回復・相談するための施設として、児童相談所・婦人相談所・婦人保護施設等の運営費及び保護にかかる経費について、法律に基づく負担又は経費の補助を行っている。</p>
<p>(9) ・特に女性と児童に対する人身取引に対処するための努力の継</p>	<p>我が国は、人身取引は重大な犯罪かつ人権侵害であるとの認識の下、2009年12月、従来の行動計画を改定し、「人身取引対策行動計画2009」</p>

<p>続。(サブパラ15)</p>	<p>を策定した。これに基づき、内閣官房をはじめとする関係省庁が連携しつつ、人身取引の防止、撲滅、被害者保護の分野にわたり包括的に施策を実施している。具体的には、被害者への母国語及び女性対応の充実や多言語ホットライン運用の検討、また児童の性的搾取に対する厳正な対応及び児童ポルノ排除に受けた取組の強化をしていくことが盛り込まれ、施策実施に向けた検討を進めていく。</p> <p>国際協力としては、主に政府協議調査団の派遣を通じた二国間での人身取引対策の連携強化、IOMを通じた人身取引被害者の帰国及び社会復帰支援に加えて、UNODCを通じて、タイなどで被害者保護・緩和ケアを中心としたプロジェクトを実施している。</p>
<p>(10)</p> <p>・常居所から不正に連れさられたり、又は戻ることを妨げられている子供の早期帰還を確保するためのメカニズムの構築。</p> <p>(サブパラ16)</p>	<p>困難な状況に置かれた子の福祉を重視することを基本としつつ、各国とも協力しつつ対応を行っている。不正な連れ去りの防止の観点から、在留邦人に対する注意喚起や未成年者に対する旅券発給の厳格化も行っている。ハーグ条約締結の可能性については、関係者が緊密に協力しつつ、真剣に検討中。子の最善の福祉を念頭に、様々な方面から寄せられる意見を踏まえつつ、可能な限り早く結論を得るべく、検討作業を進めている。</p>
<p>(11)</p> <p>・あらゆる形態の児童への体罰の明示的な禁止、積極的かつ非暴力な形態のしつけの促進。(サブパラ17)</p>	<p>我が国においては、学校教育法第11条により、体罰を厳に禁止している。文部科学省はこの点に関し、通知や毎年実施する各種会議・研修の場で、教育委員会等を通じ学校関係者に対し指導している。</p> <p>一方、民法は、親権者は必要な範囲内で自ら子を懲戒することができるものとしている(822条)ところ、これは、親権者が、子の監護上、子の非行や過誤を矯正し、それを善導するために必要かつ相当な範囲内で、子を制裁することを認めたものである。それが子の監護上必要かつ相当なもの</p>



	<p>とされるかどうかは、その社会とその時代の健全な社会常識により判断され、許容される範囲を逸脱して過度の懲戒を加えたときは、親権喪失（民法第 834 条）の原因となる。</p> <p>また、子に対する懲戒権の行使が社会通念上相当な範囲を超える場合は、刑法（暴行罪、傷害罪、逮捕監禁罪等）や児童虐待防止法等で処罰されることとされている。</p>
<p>(12)</p> <p>・庇護決定を再検討するための手続を拷問等禁止条約及びその他の関連する人権条約と調和させること、及び必要とする移住者への国による法的援助の提供。（サブパラ20）</p>	<p>我が国では、拷問等禁止条約及びその他の関連する人権条約を踏まえつつ、難民異議申立制度の適正な運用に努めるとともに、2009 年の出入国管理及び難民認定法の改正により、同法第 53 条第 3 項において、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問等禁止条約第 3 条 1 及び強制失踪条約第 16 条 1 に規定する国を含まないことを明確に規定した。</p> <p>また、実際の送還手続においては、難民認定申請中の者はノン・ルフールマンの原則により送還しておらず、難民不認定処分に関連して訴訟を提起した者については、裁判を受ける権利に配慮し、訴訟の経過等を踏まえ、個々人ごとに、送還の実施時期等を決定している。</p>
<p>(13)</p> <p>・入国者収容所を調査する国際的な監視員の受け入れ。（サブパラ 21）</p>	<p>「国際的な監視員」が何を指すのか不明だが、我が国では、2009 年 7 月に国連人権理事会の人身取引担当特別報告者、2010 年 3 月に国連人権理事会の移民の権利特別報告者による入国者収容所等の視察を受け入れている。</p> <p>また、2010 年 7 月から、入国者収容所等の適正な運営に資するため、第三者たる学識経験者、法曹関係者、医療関係者、NGO 関係者などの有識者で構成される「入国者収容所等視察委員会」を設置した。</p> <p>同委員会の委員は、入国者収容所等を視察し、被収容者と面会などを行</p>

	<p>った上で、その運営に関し入国者収容所等の長に意見を述べることにより、より一層の警備処遇の透明性の確保、入国者収容所等の改善向上を図っている。</p>
<p>(14) ・社会的、経済的な発展が必要な国々に対する財政的援助の提供の継続、及びミレニアム開発目標8に規定されている発展の権利の実現に向けた国際努力に対する支援の拡大。(サブパラ24)</p>	<p>我が国は、財政状況が厳しい中でも、途上国の安定と発展に資する援助の提供を継続している。援助に当たっては、人間一人ひとりに着目する人間の安全保障の視点に基づき、人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指している。MDGsの達成に向けては、各分野におけるコミットメントを表明し、着実に実施している。2010年9月には、2011年からの5年間で保健分野で50億ドル、教育分野で35億ドルの支援を新たに表明した。本年6月には、幅広い関係者の連携強化のため、MDGs国連首脳会合をフォローアップする国際会議を我が国で開催する予定である。こうした取組の着実な実施を通じ、我が国は2015年までのMDGs達成に向け、先頭に立って貢献していく。</p>
<p>(15) ・インターネット上の人権侵害における人権の保護に関する日本の経験の他の国との共有。(サブパラ25)</p>	<p>法務省人権擁護機関では、他人の名誉やプライバシー等の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合には、当該情報の削除をプロバイダ等に求めるなど、適切な対応に努めている。</p> <p>また、2005年に設立された「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」に基づき、政府がオブザーバーとして参加する違法有害情報相談センターを設置し、プロバイダや電子掲示板の管理者等による自主的対応の支援に当たっている。更に、総務省のオブザーバー参加のもと、電気通信事業者協会等の民間4団体により「インターネット上の違法</p>

	<p>な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」も策定している。</p> <p>政府は、「児童ポルノ排除総合対策」を2010年に策定し、インターネット・サービス・プロバイダ等の関連事業者による自主的なブロッキングの導入に向けた諸対策の推進を含む、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を推進しているところである。</p>
<p>(16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UPRプロセスのフォローアップにおいて、国レベルでの市民社会の十分な関与。</li> <li>・審査をフォローアップする過程における、ジェンダーの視点の組織的かつ継続的な組み入れ。(サブパラ26)</li> </ul>	<p>NGO等市民社会との間では、様々な対話の機会を設けており、今後もこのような対話を重視し、継続していく。</p> <p>また、我が国は、男女共同参画社会の実現を最重要課題の一つと位置づけ、男女共同参画基本計画に基づき、政府全体で関係施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、あらゆる施策にジェンダーの視点を反映するための取組を行っているところである。</p>